

NPO活動再開支援事業補助金募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動の休止等を余儀なくされた NPO の新しい生活様式に即した活動再開等を支援することにより、地域課題の速やかな解決を図る。

2 補助対象となる団体（NPO）

次の要件に該当する団体。

- （１）特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、ボランティア団体、地縁組織等の民間非営利組織。
- （２）主たる事業所及び活動エリアが三重県内にあり、民間・非営利の活動を原則１年以上行い、今後も継続的に活動できる組織としての体制があること。
- （３）政治活動や宗教活動を主たる目的としていないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- （４）三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

3 補助対象となる活動

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、NPO が従来の活動を十分実施できない場合に新たな手段や対策を取り入れて実施する活動や、新たに生じた課題や悪化した課題に取り組む活動。

いずれも、地域（県民）が抱える課題に対して、新しい生活様式に即して行う緊急かつ柔軟な解決を自ら図る公益的な活動であり、主体性に欠く活動や、営利目的、特定の政党、政治的団体又は宗教のための活動ではないこと。

（１）活動例

- ① さまざまな学びを支援する活動
- ② さまざまな居場所を提供する活動
- ③ さまざまな相談や傾聴をする活動
- ④ 衣食住など生活を支援する活動
- ⑤ 孤立、虐待や差別などの解消を支援する活動
- ⑥ 就労を支援する活動
- ⑦ 共助の機運を醸成する活動 など

（２）新しい生活様式に即した対策例

- ① 感染症の予防を講じる対策（マスク等）
- ② 非接触型または接触型と非接触型を併用する対策（オンライン等）
- ③ 実施回数や対象数の増加（子ども食堂等） など

（３）分野例

- ①保健、医療、福祉、②社会教育、③まちづくり、④観光、⑤農山漁村又は中山間地域、⑥学術、文化、芸術又はスポーツ、⑦環境、⑧災害救援、⑨地域安全、人

権、平和、⑩国際協力、⑪男女共同参画、⑫子ども、⑬情報化社会、⑭科学技術、⑮経済、⑯職業能力、雇用機会、⑰消費者保護、⑱その他、⑲地域防災活動、障がい者との自立と共生

4 補助対象経費、上限額、補助率、補助金交付団体数

(1) 対象経費

事業の実施や成果のとりまとめに必要な報酬・賃金・共済費、報償費、旅費、需要費、保険料、通信運搬費、委託料、使用料・賃借料、備品購入費、その他必要と認められる経費。

(2) 対象外経費

経常的な経費(人件費や運営費)、感染症との関連性が低い経費、国や自治体、民間の補助金や助成金等に採択されている事業経費(対象部分が明確に区分できる場合を除く)、個人の所有となる物品、食糧費、交際費等。

(3) 上限額、補助率

上限 50 万円(消費税及び地方消費税を含む)、補助率 10/10 以内

(4) 交付団体数

20 団体(予算の範囲内で増えることもあります)

5 事業期間

交付決定日から令和3年3月19日(金)まで

6 交付申請

(1) 募集期間

令和2年7月1日(水)から令和2年7月31日(金)

(2) 提出期限

令和2年7月31日(金)17時まで(厳守)に、郵送(必着)または持参にて、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 NP0 班まで提出してください。

(3) 提出書類

次の書類を各1部

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 団体概要書(第2号様式)
- ③ 活動計画書(第3号様式)
- ④ 収支予算書(第4号様式)
- ⑤ 団体の定款や規約、事業報告書・決算書、事業計画書・予算書(直近各1年分)
- ⑥ 役員等一覧表(第5号様式)
- ⑦ その他参考資料(団体紹介パンフレットや活動実績がわかる資料など)

(3) その他

一団体につき、一事業の申請としてください。

7 交付の決定

(1) 審査方法

第一次審査として、応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、第二次審査として、三重県環境生活部内に設置する選定委員会において書面での評価を行い選定します（詳細は別途定めます）。

(2) 評価基準

第二次審査においては、事業が、新しい生活様式に即して活動を再開等しているか、ニーズを的確に捉え、対応し、確実に対象者へ支援が届くか、今後も安定的に継続されるものかなど、次の評価基準に基づいて総合的な評価を行います。

項 目	内 容
① 適格性	本事業の目的に合致した内容か
② 緊急性	課題解決を緊急に行う必要があるか
③ 有効性	課題を解決する成果が見込める内容か
④ 実現性	必要な知識や実績を有し、事業や資金計画、実施体制が適切か
⑤ 継続性	第2波、第3波への対応を含め、今後も継続して実施できるか

(3) 通知

選定委員会における評価後、速やかに結果を申請者に通知します。

8 交付決定後の流れ

(1) 補助金の交付

原則として、事業実施後に補助金を交付します。ただし、事業の実施に必要なものと認められる場合は、補助金の一部又は全部を概算払により交付します。その場合は、補助金概算払請求書を提出してください。額の確定により、概算払により交付を受けた補助金に残額が生じたときは、県が定める期日までにその残額を返還してください。

(2) 実績報告

補助事業を完了した時は、その日から起算して30日以内又は補助事業を実施した会計年度の3月25日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第11号様式）に、次の書類を添付して提出してください。

- ① 活動報告書（第12号様式）
- ② 収支報告書（第13号様式）
- ③ 領収書等経費の支出がわかる書類又はその写し
- ④ その他必要な書類

(3) 額の確定

実績報告があったときは、県は必要に応じて現地調査等を行い、活動内容を審査したうえで、交付すべき補助金の額を確定して通知を行います。

(4) 補助金の請求

額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の請求を行い、県は補助金を支払います。

9 スケジュール（目安）

- (1) 募集 令和2年7月1日（水）～令和2年7月31日（金）
- (2) 採択 令和2年8月中旬
- (3) 実施 交付決定後～令和3年3月19日（金）
- (4) 報告 事業完了後30日以内又は令和3年3月25日（木）のいずれか早い日まで
- (5) 振込 補助金の請求から約2週間後 ※必要な場合は概算払いをして精算

10 留意事項

- (1) 補助金を交付した団体名、活動の概要等を県ホームページ等により公表します。
- (2) 三重県個人情報保護条例、三重県会計規則、NPO活動再開支援事業補助金実施要領、その他法令に基づき、事業を適正に行うものとします。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とし、補助金を返還いただくこととなります。
 - ① 申請する資格のない者が申請したとき
 - ② 申請者が他人の申請を代理したとき
 - ③ 申請に際して事実と反する内容を記載するなどの不正行為があったとき
 - ④ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき

10 問い合わせ・書類の提出先

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 NPO 班
〒514-0009 三重県津市羽所町 700 アスト津 3 階
電話 059-222-5981 FAX 059-222-5984 Email seiknpo@pref.mie.lg.jp